

## 社会福祉法人太陽の子福祉会赤道あおぞら保育園の運営に関する規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人太陽の子福祉会(以下「法人」という。)が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 赤道あおぞら保育園
- (2) 所在地 沖縄県宜野湾市赤道2丁目9番11号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 赤道あおぞら保育園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第85号)」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(認可定員)

第3条 当園の認可定員は70人とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳児以上児。以下「2号認定子ども」という。) 40人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳児以上の子ども 24人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳児未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第10条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) その他保育に係る行事等

(延長保育)

第6条 当園は、保育標準時間認定子どもについては18時から19時まで、保育短時間認定子どもについては7時から9時・16時から19時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。ただし、土曜日は、保育標準時間認定子どもについては無し。保育短時間認定子どもについては7時から9時・16時から18時まで行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。  
ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合があります。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

(3) 副主任保育士 1人以上

副主任保育士は、園長と主任保育士を補佐し、保育活動が潤滑に行えるよう職員間の連携を図り調節的な役割を果たす。

(4) 専門リーダー 1人以上

専門リーダーは、保育の各分野についての専門的知識を有し、園長と主任保育士を補佐するとともに、職務分野別リーダーや保育士をまとめる役割を果たす。

(5) 職務分野別リーダー 1人以上

職務分野別リーダーは、保育士が専門分野の知識を持ち、その分野のリーダー的な役割を果たす。

(6) 保育士 9名以上

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(7) 保育補助員 1名以上

保育補助員は、保育士の業務を補佐するため保育における周辺業務を行う。

(8) 保育支援員 1名以上

保育支援員は、保育士の業務を補佐するために保育における周辺業務を行う。

(9) 調理員 2名以上

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(10) 事務員 1名

事務員は、園長の命を受け庶務及び会計事務に従事する。

(11) 交通整理員 1名

交通整理員は、登園時の交通整理に従事する。

(12) 嘱託医 1名

園児の健康及び保健衛生に関する事項（診察・指導）

(13) 歯科嘱託医 1名

園児の歯科衛生に関する事項（診察・指導）

- 2 前項に定める者のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

（保育を提供する日）

第8条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日・慰霊の日（6月23日）を除く。

（保育を提供する時間）

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時から18時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

（2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

8時から16時・9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

（利用者負担その他の費用の種類）

第10条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 保育標準時間認定の延長保育契約児の延長保育料は、月額2,500円とする。延長保育契約児以外の延長保育料は、18時から19時は1時間300円を保護者は延長保育料として園に納めるものとする。

4 保育短時間認定の延長保育料は、7時から9時・16時から18時は1時間250円×利用時間、月契約1,600円、18時から19時は1時間300円、月契約2,500円を保護者は延長保育料として園に納めるものとする。

5 3～5歳児クラスの4・2階層以上の児童（第3子以降を除く）の食事の提供に要する費用として、6,500円（主食費500円、副食費6,000円）を納めるものとする。

6 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、個人に帰属する保育に必要な費用等として、別表1の金額の支払いを受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

第11条 当園に入園するときは、宜野湾市との利用調整を行わなければならない。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第13条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、宜野湾市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

- 2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(要望・苦情等について)

第17条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合園は、速やかに事業関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無ならびに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りとする。

(秘密の保持について)

第18条 当園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危機がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿しなければならない。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附 則

この規程は平成25年5月1日より施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成28年2月26日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する

この規程は令和元年12月26日から施行し、平成31年4月1日より遡って適用する。

この規程は令和2年3月25日から施行する。

この規定は令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日より遡って適用する。

別表1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
体育着・帽子	必要な園児が購入	実費
アルバム代	卒園・行事アルバム作成に係る費用	実費
教材費	お便り帳、絵本、クレヨン、ねんど、じゅう画帳の購入費用（制作活動に使用するため）	実費